第３回北区男女共同参画審議会議事録

日　　時：平成１９年8月１４日（火）午前１０時００分～午後１２時００分
場　　所：北とぴあ　男女共同参画センター多目的室ＡＢ

１　開　　会

２　審　　議
（１）平成１８年度北区アゼリアプラン事業実績一覧について
（２）平成２０年度方針について
①重点項目について
②審議会の運営について
（３）第４次アゼリアプラン改訂に向けて

３　閉　　会

出　席　者　井上会長　鶴田副会長　山田委員　荒木委員　神戸委員
古川委員　眞庭委員　山口委員　池田委員　佐藤委員
根木委員　黒田委員　福田委員　山本委員　谷川委員
田草川委員
藤野男女共同参画推進課長　田中学務課長

審 議

○藤野課長

おはようございます。お待たせしました。本日は８月のお暑い中、また旧盆中の折にもかかわらずご出席いただきまして、本当にありがとうございます。定刻になりましたので、これより、第３回北区男女共同参画審議会を開会させていただきます。なお、本日私ども区役所の職員でございますが、クールビズを遂行しております関係で、恐縮でございますが、軽装ということでご了承いただきたいというふうに思います。

初めに、年度も変わりまして委員の方々何名か交代もございましたので、新しくご就任いただきました委員の方をご紹介いたしたいと思います。まず最初にお手元の資料２にあります、北区男女共同参画審議会の委員の名簿の方をごらんいただきたいというふうに思います。

お名前を申し上げますので、一言簡単にごあいさつをいただければと思います。まず最初でございますが、区立幼稚園ＰＴＡ連合会から豊川幼稚園のＰＴＡ会長でございます古川みゆき委員でございます。

○古川委員

おはようございます。豊川幼稚園で、ＰＴＡ会長をやっております古川です。よろしくお願いいたします。

○藤野課長

続きまして、区議会議員企画総務委員会委員長でございます黒田みち子委員でございます。

○黒田委員

おはようございます。今回、企画総務委員会の委員長になりました。今回この会、私初めてですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤野課長

同じく区議会議員、健康福祉委員会委員長でございます福田伸樹委員でございます。

○福田委員

初めまして、今ご紹介ございました健康福祉委員会委員長をしております福田伸樹でございます。私も初めて当審議会に参加をさせていただきました。男女共同というと、当たり前のことがなかなか社会の中では当たり前になっていない状況にございますが、当審議会を通じながら男女共同の政策を区政隅々に推進をしていければありがたいなと思っております。皆さんからの数多くのご意見をちょうだいしたいなと思っております。よろしくお願いします。

○藤野課長

続きまして、行政機関の方から東京都労働相談情報センター池袋事務所長であられます山本誠委員でございます。

○山本委員

初めまして、本年４月１日で池袋事務所の所長になりました。前任は退職ということでお辞めになりましたので、その以前のことですが、自分は平成１７、１８と労働相談情報センター、多摩も含めて、センター、飯田橋含めて６所あります。そのうちの１所の国分寺事務所の方におりました。多摩の２２市町村の管内でやってきております。１つずつ勉強していきますので、よろしくご指導お願いいたします。

○藤野課長

同じく行政機関から、北区総務部長であります谷川勝基委員でございます。

○谷川委員

谷川です。どうぞよろしくお願いします。

○藤野課長

最後になりましたが、私、本年４月１日付けで子ども家庭部男女共同参画推進課長に就任いたしました藤野と申します。本審議会の事務局を担当させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員のご紹介につきましては以上でございます。恐れ入りますが、着席させていただきます。

続きまして、議事に入ります前に本日の出席状況についてご報告させていただきます。ご出席いただいております委員の方は１６名でございます。

本日、伊藤委員と武石委員、磯委員、照井委員、伊与部委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。男女共同参画条例施行規則第５条第２項に掲げる定足数を満たしておりますので、ご報告申し上げます。

また、神戸委員につきましては所用がございますので、１１時ごろ退席させていただきますことをご了解お願い申し上げます。

それから、まことに恐れ入りますけれども、本審議会においては正確な議事録作成のため、ご発言される場合は、お手数ですが、マイクをお持ちいただくようお願い申し上げます。

それでは、新しくご就任された委員の方もおられますので、井上会長の方にごあいさつをお願いし、その後、議事進行の方、よろしくお願いいたします。

○井上副会長

初めましてという方もいらっしゃると思いますので、本審議会の会長を務めさせていただいております井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私、かつて会長、副会長を１回ずつ務めさせていただいた経過がある中で、今回、

北区が男女共同参画条例というものを制定され、新しく審議会も大きく拡大しての出発だとお伺いしまして、もう一度何らかの形でお力になれればと思って参画しております。どうぞ今後とも皆様のお力を借りまして、審議会が成長していきますことを祈念しております。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます前に、本日伊与部委員が欠席ということでしたので、北区男女共同参画条例施行規則第５条第４項の規定により、教育委員会関係にかかわるオブザーバーとして田中学務課長が出席されておりますことをご報告申し上げます。

次に、新しくご就任された委員の方々がいらっしゃいますので、審議会の運営などにつきまして再度ご確認をさせていただきたいと存じます。この審議会の公開についてでございますが、この審議会は条例施行規則第５条第５項により、審議会は公開とすると定められております。ただし、審議会の決定により一部非公開の取り扱いをすることができますが、これまでどおり公開で進めさせていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、次第２の審議に入りたいと存じます。なお、本日は意見交換の場を多く取り入れたいと考えていますので、事務局からの説明は極力簡潔にお願いしたいと思います。資料３につきましては、前文の重点事項の説明をお願いいたします。それでは課長、よろしくお願いいたします。

○藤野課長

申しわけございません、先に配付資料の方を確認させていただきたいと思います。まず資料１といたしまして、第３回北区男女共同参画審議会の座席表でございます。続きまして、資料２の方が北区男女共同参画審議会の名簿でございます。そして、資料３が平成１８年度北区アゼリアプラン事業実績一覧についてでございます。資料４が第３次アゼリアプラン策定経過でございます。資料５が男女共同参画基本計画（第２次）でございます。資料６が男女共同参画のための東京都行動計画でございます。

そのほかに、情報誌「ゆうレポート」１０号、それと参画のスキルワークショップの報告書というふうにございます。ご確認いただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、まず議事録の取り扱いについてご説明させていただきます。議事録につきましては、全文氏名入りでホームページに公表しております。議事録の作成方法ですけれども、事務局で議事録案を作成して、発言者の皆様にご確認いただいた後、最終的な確認は会長に一任いただいております。なお、個人情報にかかわる事項等があった場合につきましては、発言者及び会長とご相談させていただいております。

それでは、平成１８年度のアゼリアプラン事業報告についてご説明させていただきます。

事業実績につきましては、昨年度これまでの審議会においても委員の皆様からさまざまなご意見をいただきました。様式の問題や事業内容の記述の問題、男女共同参画の視点を踏まえた内容でと、さまざまなご指摘をいただいているところでございます。今回の事業実績の作成に当たりまして、事務局といたしましても可能な限り委員の皆

様のご意見を踏まえた形での作成を心がけてまいりましたが、正直申し上げましてすべてを反映できたような形にはなってございません。その点につきましては、また再度ご指摘をいただくような形になってしまうかと思いますけれども、今後はこの後ご説明の中でも申し上げさせていただきますけれども、昨年度発足いたしました庁内における男女共同参画推進本部を通じまして、本日委員の皆様から出されましたご意見、ご指摘等を担当所管課にも積極的に働きかけ、よりよい形の報告書にしていきたいというふうに思ってございます。

今回、事業実績を作成するに当たっての具体的な変更点でございますけれども、まず様式の部分につきまして、これまでの事業内容に加えまして、新たに男女共同の視点という部分を設けてございます。表でいいますと、この左側の方の表になりますけれども、左側の右側の部分になります。事業内容及び男女共同参画の視点ということで、各事業名ごとに、下段の方に男女共同参画の視点という欄を設けさせていただきました。

さらに今後の方向性を示していくということで、１９年度の事業、それと今後の方向性という欄を設けました。それと実績の記述につきましては、参加者の男女比など、数値化できるものは可能な限り数値で記入するようにいたしました。また、この事業実績一覧のつくりでございますけれども、アゼリアプランにおいて重点事業とされているものについて頭出ししております。この事業実績一覧の頭の方にまず重点事項一覧という部分の項目を持ってきてございます。なお、既に本実績一覧につきましては、審議会の開催のご案内とあわせまして、既に委員の皆様にはお送りさせていただいておりますが、本日机上に配付させていただいたものと若干変更・修正がございます。特に数値化できるものにつきましては、今回の審議会の開催のぎりぎりまで担当所管課の方に確認作業を行っておりました。その関係で、若干修正・変更をかけた部分がございます。その部分につきましては、本日配付させていただいた資料において網かけをさせていただいておりますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

それでは、まず頭出しさせていただきました重点事業を中心にご説明させていただきます。

まず、資料の１ページ目から順を追ってご説明をさせていただきます。まずプラン１、学校における男女平等教育の推進でございます。施策の方向１、人権尊重に基づく学校教育の推進です。事業名は、男女混合名簿の推進でございます。視点は、小中学校における男女平等教育の推進でございます。１８年度の実績として、お示しのとおりとなってございます。小学校の比率が７６％、中学校は０％でございます。この数値は、１７年度の実績と比較いたしまして、同じ数値となってございます。この混合名簿の作成につきましては、学校長の権限と責任において判断すべきものということでございますけれども、今後とも進捗状況を見極めながら所管課に働きかけていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、下段でございます。施策の方向２、男女平等教育を推進するための意識啓発でございます。ここにつきましては、男女共同参画センター主催の啓発となる講座の案内や、情報誌「ゆうレポート」を送付し、小中学校の教職員に対して研修や啓発の充実について働きかけているところでございます。１９年度につきましても、

継続の方向で実施するということでございます。
　続きまして３ページに移りまして、プラン３、あらゆる暴力の根絶でございます。まず上段、施策の方向６、被害者支援の充実でございます。事業名、配偶者からの暴力防止に向け、医療機関、民生委員、警察、関連各課等の各機関相互の連携を図るでございます。視点は、あらゆる暴力の根絶で、ここにつきましては警察、医師会、保健所等、関係機関で構成する配偶者の暴力防止部会を開催し、情報交換を行いました。１８年度は１２月に開催いたしましたが、１９年度につきましては既に７月に一度開催いたしまして、これにつきましては今後とも必要に応じて開催していきたいというふうに考えております。また、これ以外の場におきましても、ＤＶの支援時などにおいては警察や福祉事務所、区民事務所など、個別に連携を取りながら対応しているところでございます。
　続きまして下段の方でございます。施策の方向７、相談体制の充実でございます。これは障害福祉課におきまして精神保健相談を実施してございます。相談件数は７，５３３件で内訳はお示しの通りでございます。なお、この数字はＤＶの相談件数を含んだ数字となってございます。１９年度におきましても、関係課と連携を取りながら実施していくということでございます。
　下の方は、広報課におけます区民相談の中で「人権相談」を行っているものでございます。ここにつきましては、広報課で「人権相談」の窓口を設け、人権擁護委員が相談に当たっているものでございます。件数につきましては、お示しのとおり１５件ということでございます。１９年度も引き続きＤＶの被害者を含めた相談に応じていくということでございます。
　続きまして５ページの方でございます。まず一番上段でございますが、生活福祉課のＤＶ被害者に対する相談、助言でございます。これは生活福祉課におけます婦人相談員、母子自立支援員による相談でございますが、１８年度の実績としてＤＶに関する相談件数が１１１件ということでございます。この生活福祉課の役割としては、福祉事務所として特に緊急時の対応といったものがございまして、東京都の女性相談センターと連携を取り、対応しているところでございます。
　続きまして、真ん中の部分が高齢者の虐待に対する啓発相談体制の充実の部分でございます。ここにつきましては、区役所内に設けてございます高齢者虐待防止センターに臨床心理士を配置し、高齢者やその家族への総合的な支援を実施しているところでございます。相談件数はお示しのとおりでございまして、そのほかに講演会などを実施してございます。１９年度以降も同様の方針で実施するということでございます。
　一番下の段がスペースゆうで実施しております、こころと生き方・ＤＶ相談でございます。１８年度の相談件数が５６１件で、そのうち暴力に関するものとしては、ここには示してございませんが、１５４件ございました。また、ここでは被害者の支援の一環として必要に応じてグループカウンセリングを実施してございます。
　続きまして、７ページをごらんいただきたいと思います。プラン６、ともに支え合う子育て支援でございます。施策の方向１６、地域の子育て・子育ち支援でございます。視点は、男女がともに支え合う子育て支援ということでございます。まず、中高生の居場所づくりの検討でございますけれども、ここにつきましては区内各児童館に

おける中高生の対応事業といたしまして、児童生徒の見守りネットワークによる地域での「声かけ隊」の事業や、男女を問わず中高生に対して子育てに関心を持ってもらうことを目的とした「赤ちゃんと遊ぼう」事業などを実施してございます。

続きまして真ん中の段、施策の方向１７、子どもチャレンジ支援でございます。ここでは中学生、高校生のための職業教育キャラバン事業でございます。これにつきましては、女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を、中学校及び高等学校へ派遣し、講演会等を開催するものでございます。１８年度の実績はお示しのとおりでございます。１９年度も同様の方向で実施するということでございます。なお、この事業につきましては、前回の審議会の場におきまして、男性の進出が少ない職業分野で働いている男性についても、この事業に加えた方が良いのではないかといったご提案を受けております。ここにつきましては、男性の人材リストの作成等、引き続き検討してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、下段でございます。施策の方向１９、相談機能の充実でございます。これは乳幼児の健康診査でございますけれども、１８年度はお示しのような実績で、ここにつきましては男女の区別なく、だれでも気軽に相談できる体制を整えてございます。１９年度におきましては、臨床心理士を増員し、虐待予防等に対しての相談支援の強化を図っていくということでございます。

続きまして９ページに移りまして、新生児乳幼児訪問指導でございます。ここにつきましては、保健師、助産師が自宅へ直接訪問し、相談、指導、助言を行う事業でございますけれども、１８年度の訪問件数はお示しのとおりとなってございます。

続きまして、特別育児相談の実施でございます。これは保健師が中心となって集団指導やグループワーク、個別相談や講演会などを行っているものですが、１８年度の実績はお示しのとおりでございます。１９年度につきましては、父親の育児参加をさらに促す支援を検討していきたいということでございます。

続いて下段でございます。児童相談・子育て相談の実施でございます。これにつきましては、子育ての不安や悩み、心身の問題についての相談事業でございまして、１８年度の実績はお示しのとおりとなってございます。

続いて１１ページに移りまして、子育て支援課による児童相談・子育て相談の実施でございます。各児童館・育ち愛ほっと館において実施しております。１８年度の実績はお示しのとおりでございます。

続いて真ん中の欄でございますけれども、指導室の児童相談・子育て相談でございます。これは教育相談所において幼児からおおむね２０歳未満の青少年、及びその保護者に対して実施しているものでございまして、この他教育に関する相談事業も実施しております。その部分につきましては、１３ページの下段の方でまた再掲という形で出てきておりますが、そこでお示ししてございます。件数等の実績はお示しのとおりでございます。

続いて一番下の段でございますが、児童館・保育園での相談機能、たまり場機能の充実でございます。これにつきましては、それぞれ隣接する児童館や保育園が連携して相談業務を行ったり、子ども同士、保護者同士の交流促進等を行っているものでございます。

続きまして、１３ページに行きまして、保育課の事業でございます。まず上段の方でございますけれども、新人のお母さん・お父さんの保育見学事業、子育て支援事業でございます。これは新人の保護者の方を対象に保育園の見学や、子育ての不安や悩みの相談に応じているものでございます。

次は、先ほどご説明しました指導室における児童相談・子育て相談の実施でございます。再掲となってございます。

続いて１５ページに移ります。療育相談・発達相談の実施でございます。これは障害者福祉センターのさくらんぼ園に在籍している園児の保護者を対象にいたしまして、医師や臨床心理士、看護師などが医療・福祉・育児に関する相談を実施しているものでございます。実績についてはお示しのとおりでございます。

続きまして下段でございますが、施策の方向２０、児童虐待の早期発見・防止でございます。まず健康いきがい課の事業でございますが、情報提供や講座の実施でございます。これは保健師による虐待予防事業でございまして、若年出産、子どもの発達のおくれ等、育児不安の強い親に対しましてグループワークを行っているものでございます。実績はお示しのとおりでございます。

１７ページに移りまして、子育て支援課の事業でございます。これは育ち愛ほっと館を中心に、児童相談所や関係施設との児童虐待防止のためのネットワークを強化、推進するものでございまして、１８年度の実績といたしまして、東京都のパンフレットやセミナーについて区民や関係施設の職員への情報提供を行ってございます。

下の段が健康いきがい課の事業でございますが、乳幼児健康診査・新生児乳幼児訪問指導や相談事業でございます。実績はお示しのとおりでございますが、ここにつきましてはあらゆる相談の機会をとらえて、虐待などの把握に努めるよう、そのような意識を持って実施しているところでございます。

続きまして１９ページの方でございますが、先ほどご説明いたしました健康いきがい課でやっております、マザー＆チャイルドグループ、保健師によるグループワークの事業でございます。

続いて真ん中の部分でございますが、児童虐待防止に向けたネットワークの構築でございます。これは育ち愛ほっと館を中心としたネットワークの推進でございます。１８年度の実績といたしまして、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、開催してございます。これにつきましては、育ち愛ほっと館の位置づけが先駆型の子ども家庭支援センターの機能を有することになり、児童相談所と連携した虐待の予防的取り組みや、地域の見守り機能を新たに加えたことによるもので、関係機関の課長級で組織し、連携を図っているものでございます。

続きまして下段でございますが、相談事業の実施でございます。ここでは、児童館や育ち愛ほっと館などによる相談業務でございます。実績につきましてはお示しのとおりでございます。

２１ページに行きまして、プラン７、仕事と地域・家庭生活の両立支援でございます。まず施策の方向２１、保育サービスの充実でございます。男女共同の視点につきましては、仕事地域・家庭生活の両立支援でございます。これについては、多様な保育サービスの充実で、待機児解消や延長保育の実施を行っているものでございます。

ここでは１８年度と１９年度の比較をお示ししておりますけれども、これにつきましては今後も拡充の方針で待機児の解消に向けて取り組んでいくということでございます。

続いて真ん中の段、施策の方向２３でございます。起業への支援ということで、産業振興課の方の事業でございます。女性起業支援セミナーについてでございます。１８年度の実績はお示しのとおりでございます。

続いて下の段が施策の方向２４、女性の就労支援でございます。これは女性のための再就職支援で、１８年度はお示しのような内容で２回講座を実施してございます。

続いて２３ページに移りまして、プラン１０、政策決定過程への男女共同参画の推進でございます。施策の方向３０、審議会委員等への男女共同参画の推進でございます。男女共同参画の視点は、政策決定過程への男女共同参画の推進でございます。審議会委員等への女性参画比率の向上でございますけれども、公募制の検討や職務指定の弾力的運用を行うということで、１８年度の審議会数のうち、公募制を採用する委員会数の比率は１７．５％となってございます。また、この公募制の委員の中での女性の比率でございますけれども、４１．５％というふうになってございます。この公募制の促進につきましては、北区の経営改革プランの方におきましても推進しているところでございまして、引き続き公募制の採用の推進を働きかけていきたいというふうに考えてございます。なお、この審議会全体での女性参画比率でございますけれども、これは後ほど個別事業の方で出てまいりますけれども、１８年度は２５．７％、それと１９年度当初の比率が２６．１％となってございます。

その次が審議会の会長・副会長の女性の就任の促進でございますけれども、１８年度の実績として比率は９．５％というふうになってございます。

続いて下の段がプランの１２、男女共同参画の施策に関する推進体制の強化でございます。施策の方向３７、北区男女共同参画条例の制定でございます。これにつきましては、既に昨年の６月男女共同参画条例を制定いたしました。したがいまして、事業については完了ということでございます。

続きまして２５ページでございます。プランの１３、庁内の男女共同参画の推進でございます。施策の方向３９、庁内の推進体制の充実でございます。これにつきましては、庁内における男女共同に関する総合推進体制を整備するということでございまして、庁内における関係各課の連携を図ってございます。ＤＶ対応時における連携組織として、関係機関によるＤＶ防止部会を設置しております。それと、このアゼリアプランの推進のための組織といたしまして、庁内に男女共同参画推進本部を設置いたしまして、昨年度開催いたしております。また、あわせまして課長級による幹事会の組織を立ち上げてございます。ここにつきましては、先ほど冒頭でもご説明させていただきましたが、今後はこの２つの組織を最大限活性化させまして、このアゼリアプランの推進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

続きましてプラン１４、男女共同参画拠点の機能充実・強化でございます。ここにつきましては、拠点施設の整備についてでございますが、まず上の方は男女共同参画センターの移転により事業終了ということになってございます。ここにつきましては、昨年度の審議会においてご指摘を受けました、移転前の旧女性センター等の利用状況

の比較の実績について今回お示しさせていただいております。

下の段が新たな運営体制の構築ということで、拠点施設の区民参画型の運営を推進するということでございまして、区民参画による組織でございます、男女共同参画サンタースタッフ会議を開催して、センターの事業について報告や意見交換を行ってございます。１８年度は５回の実施となってございます。

重点事業についての説明は以上でございます。

続きまして、事業実績一覧の方につきましては、おおまかに概略、総括的にご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、２７ページからでございますけれども、プラン１、学校における男女平等教育の推進でございます。ここにつきましては、２７ページから３４ページまでが事業となってございまして、全体といたしまして学校教育の場において人権尊重や男女平等教育の意識啓発を図っていくことを目的としてございます。全体として、施策の方向が２つ、事業数としては１０ございます。各事業につきましての実績はお示しのとおりでございまして、事業の方向性としては、すべて今後とも継続の方向ということでございます。なお、先ほども申し上げましたが、プラン１の中ではこの２７、２８ページにございます混合名簿の推進が進んでないというふうな実態がございます。

続きまして３３ページでございます。プラン２でございます。家庭・地域における男女平等の推進ということでございまして、プラン２につきましては３３から４２ページまでそれぞれ事業をお示ししてございます。これにつきましては、家庭や地域、職場など、あらゆる場において男女平等を推進していくことを目的とした事業となってございます。施策の方向は２つ、事業は１３ございます。そのうち１２事業については継続実施、１事業は休止ということでございます。この休止の事業につきましては、３９ページと４０ページにございます真ん中にある部分でございます。条例制定記念講演会の実施でございまして、１９年の、本年１月に条例制定の記念講演会、それと本年の６月に１周年の記念講演会をそれぞれ実施してございます。

続きましてプラン３でございます。４３ページからになります。あらゆる暴力の根絶ということで、それぞれ事業を実施してございます。４３ページから５４ページまでをお示ししております。ここにつきましては施策の方向が３つ、事業数が１６ございます。あらゆる暴力の根絶でございますけれども、それぞれ暴力を意識啓発、被害者支援、相談体制の充実という３つの視点に分けて実施しており、全事業とも今後とも継続の方向でございます。

続きまして５３ページでございます。プラン４、メディアにおける人権尊重でございます。５３から６２ページまでございまして、ここでは性別による固定観念にとらわれない表現の浸透や、情報教育の推進、それと性の商品化防止に対する取り組みを目的としてございます。施策の方向は３つ、事業は全部で１０ございます。８事業は継続で、２事業が廃止となってございます。

続きまして６１ページでございます。プラン５でございます。生涯を通じた健康支援でございます。６１ページから８０ページまで、ここではそれぞれ男女がライフステージに応じて健康に関する支援の充実を目的として、それぞれ事業を実施してございます。施策の方向が４つ、事業数は全部で２６ございます。２４事業が継続で実施、

１事業につきましては廃止、１事業が拡充の方向ということでございます。ここにつきましては、ストレートに健康支援ということを目的としておりまして、事業実施により事業の目的そのものはおおむね達成しているところでございますけれども、男女の視点といったときに詳しい数値がございません。ただ、全体の傾向としては女性の比率が高いということがございますので、男性の参加を働きかけていく必要があるといったところでございます。また、６１ページ、６２ページのところにおきまして、情報の提供・啓発事業というところにつきまして、それぞれここでは父親、母親の比率を掲載してございます。今後、このようなところを切り口といたしまして、男女共同参画での視点を主管課に働きかけていくきっかけにしたいというふうに考えてございます。

続きまして８１ページでございます。プラン６、ともに支え合う子育て支援でございます。８１ページから１３２ページまでございます。ここでは男女を問わず、区、地域が一体となった子育て支援や相談体制の充実、子どもの将来の職業感を育むことを目的としてございます。施策の方向は６つ、事業数は６６ございます。この子育て支援の分野におきましては、北区におきましても最重要事業に位置づけてございまして、アゼリアプランの中においても施策の方向、事業数とも最も多い分野でございます。

続きまして１３３ページでございます。プラン７、仕事と地域・家庭生活の両立支援でございます。１３３から１５２ページまでございまして、ここではそれぞれ働く男性、女性の就労の継続を支援していくため、保育サービスや介護サービスの充実、また就労支援などを目的としてございます。施策の方向が４つ、事業は２８ございます。

続きまして１５１ページに行きまして、プラン８でございます。高齢者・障害者の自立と社会参加の条件整備でございます。ここでは高齢者や障害者に入る人などの社会参加や、相談体制の充実を目的としてございます。施策の方向は３つ、事業は４０ございます。

続きまして、１７９ページがプラン９でございます。家族的責任への男女平等の推進でございます。ここでは、男性の家庭参加に役立つ学習の機会の充実や、男性を含めた育児、介護休暇の取得の促進をそれぞれ目的としてございます。施策の方向は２つ、事業数は１４ございます。

続いて１９３ページでございます。ここはプラン１０になります。政策決定過程への男女共同参画の推進でございます。施策の方向は３つ、事業数は８つございます。すべて８事業とも継続実施の方向でございます。

続いて１９９ページでございます。プラン１１、地域活動への男女共同参画の促進でございます。ここでは男女を問わず、地域住民が主体的に地域活動にかかわれるような仕組みづくりを目的としております。施策の方向は３つ、事業が１７ございます。

続きましてプラン１２になります。２１１ページからになります。男女共同参画施策に関する推進体制の強化でございます。ここでは男女共同を推進していくため、区民、事業者との連携や、それとあわせて国や東京都など、他団体との連携を目的としてございます。施策の方向が３つ、事業は１１ございます。

続いて２１９ページ、プラン１３でございます。庁内の男女共同参画の推進でございます。ここでは、アゼリアプランの庁内推進体制の充実や、区役所の職員に対しての意識づくりを目的としてございます。施策の方向が３つ、事業が８つございます。８事業ともすべて継続の方向でございます。

最後になります。２２３ページ、プラン１４でございます。男女共同参画拠点の機能充実・強化ということで、ここでは施策の方向を３つ、事業数を１２としております。

以上で平成１８年度の北区アゼリアプランの推進、実績報告についてご報告申し上げます。大変雑駁でございますけれども、説明の方は以上で終わります。

○井上会長

ありがとうございました。できるだけまとめた形で報告していただきたかったんですが、時間が結構かかってしまいました。資料３につきましては、前回委員の皆様から活発なご意見をちょうだいしていたかと思います。その意見をもとに、事務局より各所管に調査を行い、実績として取りまとめたものが以上の報告だったと思います。ご意見、ご質問などありましたら、どうぞご審議お願いいたします。いかがでございましょうか。

○鶴田副会長

本日議論して、その後正式な報告書というものがつくられる、そのように理解してよろしいですか。それが大体１１月ごろですか。

○藤野課長

今日、議論していただいた内容を踏まえて、最終的には報告書という形で次回の審議会にお示ししたいというふうに思ってございます。

○鶴田副会長

議会は９月ですね。手続きですが、去年はこのような形で１１月となっていたので、これがどのような形でどのように完成されるのかお伺いしたい。

○藤野課長

この後、本日いただいたご意見を男女共同参画推進本部の方に報告させていただきます。それを踏まえまして、そこでの意見を取りまとめた上で、最終的にこれをベースとした報告書という形に仕上げたいというふうに思ってございます。それを区議会の方に報告いたしまして、その後、一般に対して公表というようなことで考えてございます。

○鶴田副会長

ひと月ぐらいの間に作成してしまうのですね。

○藤野課長

基本的には、ここをベースにというふうに考えてございますので、ご指摘があった等の修正を施した上で報告書という形にまとめたいというふうに思います。

○井上会長

いかがでございましょうか。ご意見をいろいろ取りまとめて、もう一度１１月ごろこの会議を開きたいとお願いしてありますので、もう一回手続はあると思います。どうぞ忌憚ないご意見、ご質問ありましたら、どうぞ挙手の上、お願いいたします。

○佐藤委員

これだけのものを見るというのは、とても大変なことだと思うんですね。これができたからといって、果たしてどのように役に立つのかなと思うぐらいの量だなと思っております。もうちょっと簡略にできないでしょうかと思います。例えば同じような言葉がたくさん出てきて、いろんなプランに対して重複しているところがありますよね。そうすると、さっき出てきたところがここへ出てきているという形で、幾つも幾つも重なった形になります。

そういうことよりも、プランとかアゼリアプランに基づいてやってきているから、こういう形になるのは仕方ないのかもしれませんけれども、もし重複しているのであれば、番号をつけるとか、あるいはどういうふうにやっていくか、具体的な意見はすぐには出てこないんですけど、このままだと、ただ何かアリバイづくりのような、そういう印象を受けてしまいますので、もう少し見やすく、また問題点がある部分はどこなのかというのが浮き出るような形にしていただけたらいいなと思います。例えば教育委員会の方の混合名簿ができないというところに関しては、小学校ではかなり実施されているのに、中学校ではゼロになります。これは一体どういうことが問題になっているのかというのが個人的にも興味ありますけれども、そういうことが全く浮き出てこないような報告書を読んで、意味があるのかなというふうに思います。

○井上会長

佐藤委員の方から、まとめ方、問題点の提起の仕方、非常に大きな問題提起だったと思いますが、いかがでございましょう。この際、ご意見いただきたいと思いますが。

○根木委員

まず、今のまとめ方の件なんですけれども、ご説明が前にあったときに、今年度に関してはもっと前から準備を始めていて、この形になるというお話をたしか説明があったと思うんですけど、逆に今年度また進捗状況という形で調べるときに、どういう形にできるのかというのが多分一番の課題になると思うんですけれども、アゼリアプランの内容に沿って、それぞれの項目ごとに従来それぞれ調べてきたっていう経緯があったかと思うんですけれども、それを全部なくしてしまうかどうかということは、ちょっとまたいろいろ考えなくちゃいけないと思うんですが。重点ということについて言うと、まず何を、調べる前にどこに重点を置いて調査をかけるかというところか

らやったらどうかという意見が多分前にもあったかと思うので、今年度のまとめ方というのを、もちろん今から間に合う部分はやった方がいいと思うんですけど、これから先どれだけ変えられるかというのは、今年度のこの審議会の中ではしっかり考えた方がいいんじゃないかなというふうに思っています。

佐藤さんの今の意見の中で、重複しているものがあるということでしたので、それに関しては多分今からでも少し整理できると思うんですね。まとめ方についてはそういうことなので、もうちょっと工夫をするということと、もうちょっと違う発想で組み立て直したらどうかというふうに私も思います。

それから、まとめ方とはちょっと別なんですけれども、引き続きいいですか、その意見として。２つあるんですけど、この内容の中でＤＶに関することと、それから先ほど混合名簿のことと２つ意見があるんですけれども、ＤＶに関してはいろいろな担当課でそれぞれ幾つかまたがって相談を受けていると思いますので、これを最終的にもう少しまとめて相談内容に関してとか、件数とかいうのが、例えばそれぞれの相談を受けている課の担当同士がもう少し情報交換をするとかというところまで持っていけるような体制を男女共同参画推進課の方から働きかけをするとかということもできたらいいんじゃないかなと思います。

それからもう一つ、名簿のことなんですけれども、私がこの北区男女共同参画にかかわるようになって多分もう１５年近くになると思うのですが、相変わらず混合名簿は進んでいない。しかも指導室の方の回答が本当に変わっていない。校長の権限と責任において判断すべきものということであれば、校長がどういうふうに考えているのかという調査をするとか、そういったところまで踏み込まないと、私もただ形だけ混合名簿としてやっても意味がないと思っているので、もうちょっと現場の方がどういうふうな意識なのかというのは踏み込んだ方がいいんじゃないかなと思います。すみません、たくさん申し上げて。

○井上会長

引き続き大事な視点だったと思います。佐藤委員からまとめ方の大きなご質問がありまして、それを受けてそれを具体的にどう改善がこの１カ月ぐらいの間にできる場所は何なのか、本年度の取り組み、そしてそれをまとめるだけでいいのか、問題の根源に働きかける、そういう視点が必要ではないか。非常に鋭いご意見だと思いますので、こういう展開で皆さん、どうぞ忌憚ないところでお願いします。

○鶴田副会長

前回、まとめ方について宿題があったと思います。皆さんが意見を出しましょうという宿題でしたが、あまり意見がなくて、従来と同じような形で少し改善を加えられたと思うのですが、今回は男女共同参画の視点を入れていますよね。だけど、どの報告書でもそこについてはほとんど書いていないんです。それはどういうことでしょうか。男女共同参画の視点とはこういう視点としたけれど、それについての回答はないですよね。各課にその回答を求めたのではないでしょうか。男女共同参画の視点でこの事業はどうだったのですかというのを求めたのかなと思ったけど、それはどこも書

いてないので、男女共同参画の視点というのはどういうふうに依頼したんでしょうか。

○藤野課長

今までの審議会の場でご意見いただいておりまして、今回、男女共同参画の視点というのを新たに加えた上で調査をかけさせていただいたんですけれども、このプラン全体にわたることとして、ストレートに男女共同参画の推進に資する事業と、間接的に資する事業と大きく２つに分かれるかというふうに思います。ストレートに関係する事業につきましては、事業の実績そのものが男女共同の視点から見た評価と実績というふうになるんだと思うんですけれども、間接的に関係していく部分については、所管課と私どもの意思の疎通がうまくとれていない部分がございます。私どもといたしましては、こういった視点で報告をお願いしますといったところでやっているわけですけれども、所管課としてはもう既に事業自体は終わっていて、１８年度の事業報告には反映させられないといった実情がございます。そういったところについてはどうしても委員ご指摘のとおり、視点が薄くなってしまっているといいますか、実態としてはそういう視点が入っていないという報告書になってございます。

少なくとも数値の部分につきましては、今年度極力数値化をした上での報告ということで、男女の比率についても記述をお願いしますということを働きかけてございます。ですので、今年度間に合わなかったものにつきましては、次年度について報告していただくよう、その部分についての意識を持っていただくようお願いしているところでございます。

○山田委員

前回出席していなかったので、宿題に関してはちょっとわからなかったんですが、私も根木委員と同じように１０数年間この会にかかわり続けておりまして、多分同じことを何度と言っているんだろうと思いますが、なかなか……。なかなかこの形式に関しては直してくれないというのが、まず申し上げておきたいと思います。

結局、男女共同参画に関連しそうな施策を単に列挙しているだけ、実はこれは国の審議会においても、都の審議会においても似たようなことがいつも言われているんですが、関係しそうなのを列挙することが果たして男女共同参画推進課の役割だろうかというようなのが言われるんですね。

多分、一番重要な視点、男女共同参画課の役割としては２つあると思うわけですよ。１つはまず独自事業ですよね。つまり独自事業が取り分けられてないわけですよね。独自事業がこの中でうもれてしまって、男女共同参画自体の事業がどれだけふえているか減っているかして、そしてそれに対して自己評価がどれだけなされているかということが、これからは見えてこないんですよね。だから、まず独自事業だけをどこかで予算を含めて列挙して、果たして効果があるのかどうか、あったのかどうかということをきっちりと検証しなきゃいけないというのがまず第一点です。

第二点は、男女共同参画推進課の多分もう一つの役割は、各施策が男女共同参画の視点に沿って行われているかどうかのチェックであると思うわけですよ。だから、現実に課長がおっしゃったように、中身についてなかなか相談できないというのはある

でしょうけれども、やはりただ単に上がってきたものに関して、関係するかもしれないけれども、果たしてこの資料が男女共同参画推進の視点に沿って行われているかどうかということがわからないわけですよね。だから、もしそれが必要があれば、そういうことに対して問いかけていく必要はあると思うんですよ。

例えば、細かく言うんだったら１５、６ページを見てください。細かいことですが、例えば１５ページの下に児童虐待の早期発見・防止というのがあって、やっていることはいいことなんですが、マザーアンドチャイルドグループとなっているわけですよね。ここになぜ、ファザーが入ってないのかということに関して、もちろん理由はあるかもしれないですよ。何かたまたま、そういう理由があるかもしれないんだけれど、こういうのを見つけたら健康生きがい課に対して、どうしてマザーアンドチャイルドグループとなっていて、ファザーじゃないんですかとかね、入ってないんですかというのを一応チェックしておかなきゃいけないと思うんですよね。

あと、いろんなこういう相談をやっているとか、こういう保育所やってますよとか、講座もやってますよというのがありますけど、果たしてそれが男女共同参画の視点になってやっているのかというのを、これ上がってきているのを見ただけでもわかるものに関してはチェックしておく必要があるんじゃないでしょうかね。

○井上会長

何かご意見がありましたら、必ず個人的でも。

それでは引き続き、今、大変大きな審議が進んでおります。大変時間がないんですけれども、大事なことなので、もう少しお願いします。

○福田委員

何点か意見を述べさせていただきたいなと思っておりますが。第一番目の男女共同参画の社会を目指してということでこの審議会があるんですけれども、一体現在の主体をどう受けとめているのかなというところなのですね。例えば男女雇用機会均等法があったり、育児休業法があったり、いろいろな男女共同のための法律はあるけれども、しかし実態は育児休業がとられてなかったり、保障がなかったり、現実的には女性の就労の中で差別があったり、そういう現実の社会をどう受けとめているのかなというのですね。その男女共同社会のための軸として、今の社会のありようというのをちゃんと見つめる必要があるかなと思っております。

アゼリアプランの中で世界の動向だとか、若干の理念が書いてありますけれども、どうもその辺が不足しているのかなと。そういうところからスタートして、個々の事業を行うためにすべきなのかなと思っております。特に子どもの、教育委員会関係のところでいろんな事業をやっておりますけれども、こうした教育委員会だとか、そういうところにどんなにいろんな事業を進めていっても、じゃあ社会に行って本当に男女共同の、男女平等の、男女機会均等の社会になっているのかといえば、決してそうではないということで。そうすると、幾ら下から積み上げていっても、やっぱり社会においてはだめなんだねということになってしまうわけですから。僕はその辺のとらえ方をしっかりすべきかなと思います。

○井上会長

ありがとうございます。もっと細かく審議していきたいのでという、宣言のようなご意見でございますね。報告書に関してどうでしょうか。

○福田委員

報告書に関しては、子育て支援ですよね。保育とか、それから保護者に対する支援、確かにこれは先ほど山田委員が言われたように独自事業、この点については他の部署でも立証しているわけですし、それからこの報告書の中では、男女共同施策と直接関係のない事業もあるような感じがします。そういう点で各委員がおっしゃっているとおり、この事案についてはもう少し集約するというか、精査をする必要があるような感じがいたしました。

○井上会長

どうもありがとうございました。もっと伺いたいのですが、時間がありませんので、要点だけお願いします。

○黒田委員

それでは要点だけということで、条例ができましたので、さあこれからというところだというふうに思っております。なぜ今まで意見をいただきながら、この報告書が整理されないできたのかなということを１つ投げかけておきますので、どう整理すればいいのかということを早めに私はきちっとしていただきたいなというふうに思っています。

それから、時間がありませんので、私、今回この男女共同参画ということでの講演会の中身について１つだけご注文というか、ご意見申し上げておきたいんですけれども、６月２８日に１周年記念講演会ございました。その折に、渡辺えり子さんが来たときに、私、残念ながら出られなかった。でも、そのときの反響が私のところにたくさん電話が来て、なぜ男女共同参画のテーマではなかったのかというふうに言われました。どういう内容だったのと言ったら、終始したのが３分の２くらいは戦争の話だったというような話を聞かされました。やはり男女共同参画というのは、当たり前なんだけれども、非常に重要なところに条例を制定されたところなので、１周年記念あたりはきちっとその辺をとらえてやっていただきたいなというふうに思いながら伺っておりますので、出られませんでしたから、真意がわからないところでの話なので恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○井上会長

ありがとうございます。議員の方からも、まとめ方がこれだけ時間、１０何年も同じ意見が出ているので、この形のままかというご質問、そして理念と具体的な施策との不一致、いろんなことが指摘されたと思います。

○鶴田副会長

まとめ方に関して可能ならば、ぜひ取り上げてほしいんですけど、すべての事業に対して間接的に関係あるものと、直接的なものを、それはできると思うんですよね。それをぜひやっていただきたい。

それから今後の方向性は、ほとんど継続です。拡充はほとんどない。廃止もあった。私は１９年度の予算を見ました。男女共同参画にどれぐらい予算が使われているか、一切見えてこないんですね。ただ継続なんです。こんなものはあり得ないと私は思っているんです、条例ができて。そのためには、この１８年度実績のところに評価を書いていただきたいと思うんです。結局、発展したのか、ただ継続したのか、停滞したのか、評価がないと、これ数値はすごくよかったけれど、前年度見ましたけど、ほとんど数字が変わってなくて、発展しているのか、ただ継続しているのか、その方向性が見えないんですね。今後の方向性、継続といったら、これ１６、１７、１８、１９、私の目から見るとほとんど停滞です。だから、こんなただ「継続」と書くのではなくて、きちんとその根拠を示して書いてもらう、それぐらいはできるのではないかと私は思ったのですが、いかがでしょうか。だから、評価と今後の方向性と、間接なのか直接なのかということをちょっと付していただければと思います。

それから、資料をもう少し早く送ってくれるかなと思って、徹夜して昨日読みました。教育のところですが、例えば２７ページ、２８ページですが、実績はこういうことを養うとか書いてあるけれども、これは目標であって、実績何したか全然書いていません。こういうことを指導室はやってはいけないと思うんですね。指導室の部門を見たら、これ１６年度からほとんど変わってなくて、私から見ると指導室における学校教育における男女平等教育の推進は明らかに後退していると思っています。だから、このようなことをただ長く書いて、これは目標が書いてあるだけで、学習指導要領の目標なのか、北区教育委員会の目標なのかわからない。どこの目標か何かわからないのが書いてあって、それはちょっとまずい、余りにもまずいと思いましたので、指導室のところは全部書き直していただきたいと思いました。

○池田委員

山田先生から的確な意見を言っていただいたので、やっぱり独自事業と自己評価、予算のことについてきちっとやっぱり男女共同参画課としてどうなのかというのをまず踏まえないとまずいと思うんですよね。それで、各施策のチェックをどうしていくのかと。現状で今まで各委員から出たように、今まだこの事業報告書の中身なんで、今鶴田先生がおっしゃったように、独自、直接かかわるものなのか、間接なのかというのをまとめていただいて、私はそこまでできれば今の北区の男女共同参画課の事業の全体的な現実はここ、まだこの辺だったとは思うんですよね。私もいろんな保育園とかＰＴＡで活動してきて、実感としてはいろいろな活動が広がってきているのは、ここ１０年ぐらいで本当に変わってきたなと思っているんですよ。ただ、やっぱり行政の方もいろいろご尽力されて、各課ともいろいろな事業がふえて、これは全部男女共同参画事業に関することだなってなっちゃっているんだと思うんですよね。実際そういう事業が多いですし。

ただ、先ほど言ったように、じゃあその中で本当に男女共同参画を進めていくために、どこが重要なんだということをずっとこの間言ってきていると思うんですよね。そこのキーワードをどう設定していくかで力の入れ方も変わっていくし、考え方も変わっていくのかなという、そこをやっぱり男女共同参画課が省庁、さっき言ったように本庁で組織もできたことですから、全体に投げかけて各主管のところでどういう施策ができるのかということを挙げてもらうか、あるいは男女共同参画課の方でお願いをしていくのかということあると思うんですけれども、それをやっぱりつくっていかないと、やっぱり毎年これを繰り返すことになっちゃうと思うんですね。

私は全体の流れとして、やっぱり今ワークライフバランスというふうに言われてますけれども、北区は子育て支援でずっと力入れてきているのは、これは本当に助かることで、それをトータルにもう少しいいところへ持っていければいいと思うんですけれども、そのやっぱりキーワードがそこのワークライフバランスというところが大きなテーマに私はなっているんじゃないかなと思うんですよ。その辺、井上先生とか山田先生とか鶴田先生とか、そんな感じなのか、ちょっと全体の状況を踏まえながら意見を受けていただきたいなと思うんですけれども。

○山口委員

今のご意見と、それから福田委員のお話に関しまして、私、一番最初のこのプランの会議に参加したときに、仕事と地域、家庭生活という７番目の項目のときに、就労支援とか女性の起業とか、そういうことがうたってありますけれども、やはり受け入れ側の意識が変わらない限りは、なかなか希望して、私たちがこういうふうに考えているといっても、受け入れられないので、そういうところにも働きかけていかなければいけないと思いますというふうに申し上げたと思うんです。それで、この報告書を拝見しまして、それは当を得てない考えだったのかもしれませんけれども、どこにもそういうことが書いてないという、今、皆さんトータル的な立派なご意見だったんですが、私、個人的にそういうささやかな部分でそんなふうに感じました。

○井上会長

ありがとうございました。いろいろなご意見が出てきていると思います。今の流れを感じていただければ、いかに私が何回も報告は本当に１０分ぐらいでやめてくださいと一番初めに言いました。審議の方に時間をかけたいと何度も申し上げたんですが、これだけのものをまとめられた、これを全部わかっていただきたいということで、やはり４０分かけられました。それはご尽力いただいたことに対してはあれですけれども、やはりこの忙しい時間に集まったこの委員会の中で、この審議会にもやはり重点的に発表していただきたかったなという思いを、やはりここで申し上げたいと思います。

皆さん方からのご意見をまとめますと、今までどおりのこのまとめ方ではやはりだめだということが何度も繰り返されました。それにつきましては、理念に基づく北区独自の事業をやはりわかる形で出して、それに対して評価をしていただきたい。自己評価をしていただきたい。それはどの評価かというと、そういう事業が男女共同参画

という視点から見て、どの程度のことが成し遂げられているのかという視点において自己評価をしていただきたいということが大きくあったと思います。その場合の自己評価の対象としては漠然としたものではなくて、直接的な間接的な理念と、それを直接的に実行に移す場合の下位項目ですね。その形、その構図をきちんと目に見えるような形で示していただきたい。そのようなことが出たと思います。

それと、本当に小さなことかもしれませんけれども、渡辺えり子さんの講演会に１００万円を使ったと聞いておりますが、そういうものに対してでも私たちは後で、皆さんの小さな意見を集めてこの審議会では考えていくべき場所であるということを感じました。要するに、この時間、本当はもっともっと審議して、こういう形にしてくださいという提案するのがこの立場だと思いますが、ほかにも事案を持っておりますので、このあたりで一応打ち切らせていただいて、今回出たご意見をもとに、もう一度事務局に持ち帰っていただきまして、限られた時間ではございますけれども、できるだけ目に見える形でまとめ直していただいて、再提示していただく、その機会をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

○藤野課長

本日皆様からいただいたご意見につきましては持ち帰らせていただきまして、何かしらの形で再検討するということで、その後、再度皆様方にお示しするような形にしたいというふうに思います。

○井上会長

テープに残っていると思いますので、それをよろしくお願いいたします。各いろんな相談プランの横刺しに、串刺しにするとか、いろんなアイデアがあると思います。何か一言ございますか。

○根木委員

記録というか、議事録に残すという意味では、私たちはこの審議会の委員としてはあくまでも推進課にいろいろ注文をさせていただきますけれども、それと同時に応援をするという姿勢はみんな持っていると思うんですね。というのは、このまとめ方、これタイトルが平成１８年度北区アゼリアプラン事業実施一覧ですけど、これアゼリアプランとっても普通の事業実施一覧と言っても変わらないんじゃないかなという気がするんですね。この形にしなくてはいけないというふうには、どこでも決まっていないと思いますし、実際に取りまとめるのってすごく大変だと思うんですね。これをまとめる能力をもうちょっと別のものに推進課の方に向けてもらいたいというのが、まず一番私としては大きく思っています。ですから、あえてこういうふうに網羅しなくてもいいから、もうちょっと変えましょうという方向で審議会の委員がみんな思っているというふうに記録を残していただいていいんじゃないかなというのが１つです。

その先については、どんな形にするかというのも、形の問題ではなくって、調査をかける前にどれだけ準備をしてフィードバックするに当たって、相手に返しやすいかということが大事だと思いますので、先ほど山田先生おっしゃったように、どういう

項目で返してほしいかというのは、少し推進課の方からきちんとわかりやすく注文をつけた方がいいんじゃないかなというふうに思います。上がってくるのを待っているというよりは、出してほしい内容をもうちょっと具体的にしたらどうかなと思います。

○眞庭委員

以前にこのアゼリアプランのことをしたときに、やはり少しグループワークをしまして、私たちはこういうことを聞きましょうというグループワークをして提出したと思うんですね。そういった形で行くと、本当に細かいところがチェックできるんではないかな、なんて思っております。そういうことをちょっとつけ加えさせていただきます。

○井上会長

私はたまたまコミュニティーカウンセリングというところが専門でして、コミュニティーにおけるいろいろな施策がどのようにうまくいっているかということを評価することはアメリカなんかでも随分やられておりまして、そのことに対してはこういう評価の仕組みが、幾つかの評価の仕組みが何か参考になるのがあるのかなと。今、議員がおっしゃったように、あらかじめ５つなら５つの項目について、これはどのくらいパーセントというふうに出していただいて、それを横並びにすると、あ、この課はうまくやっているなとか、少なくともわかりやすいような何か１つの工夫を北区が示していくということもあり得るかなと思って伺いました。

いずれにしましても、皆様方の貴重なご意見をどうにか取りまとめて、私たちは敵ではございませんので、ぜひできるだけ一緒につくり上げていきたいと思っております。きょうのところは、このあたりで第一番目の項目についての審議を終わらせていただきたいと思います。

次の二番目、２０年度方針について、まず第一番目の重点項目について課長の方からご説明ください。

○藤野課長

それではご説明させていただきます。これまでの議論にもございましたが、そもそものこの事業実績については内容が膨大であって、見る側にとってわかりにくいというご指摘は本日も含めてこれまでいただいたところでございます。そこで、これまでの意見の中で、重点的に取り組んでいく事業として、ポイントを絞って報告したらどうかといったようなご意見もいただいております。

そこで、今回はアゼリアプランの中で重点事業として定められている項目を頭出ししてご説明させていただいたわけでございますけれども、審議会として２０年度に向けての方針ということで、重点的に取り組んでいく事業を選定し、そこについては、積極的に所管課に働きかけていったらどうかということで、ご提案させていただきました。引き続きアゼリアプランの重点事業を２０年度の重点事業としていくか、それともも少し絞って最重点事業として指定していくか、それとも別のところの事業を指定していくか、ご議論いただければというふうに思います。

今回、ご議論していただく際の参考資料といたしまして、資料５と資料６、国と東京都の方のそれぞれの計画の抜粋をお示しさせていただきました。資料５の方が国の方の計画になってございます。この左側の下の方、（２）男女共同参画基本計画第２次の重点事項、①から⑩までございますけれども、これが国の方の計画における重点項目というふうになってございます。

もう一方、東京都の方の資料でございますけれども、ちょっと資料が見づらいかと思いますけれども、２枚にわたってございます。まず１枚目の方でございますけれども、ここは雇用の分野における参画の推進ということで、下の方に①、②、③というふうにございます。これがまず１点目の重点項目でございます。次のページでございますけれども、ここは仕事と家庭、地域生活の調和の推進ということで、ここでも①、②、③と、これが重点項目になってございます。最後が配偶者等からの暴力の防止ということで、ここも①、②、③と、これが東京都の重点事業というふうになってございます。

今回、参考としてお示しさせていただきましたけれども、その辺を踏まえまして今回ご議論いただければというふうに思ってございます。以上でございます。

○井上会長

先ほどの審議の、これは続きの形になってまいりますが、皆さんの方から重点項目、あるいは山田先生から独自事業、そういったことを考えていくべきじゃないかというようなご議論がありました。今の課長の方からのご意見を踏まえまして、何かご意見がございましたら。２０年度に関しましては、こんなことを重点項目にした方がいいというようなご意見、このまま引き続きでいい、その辺に関しましてご意見ございませんでしょうか。

国と都の方の行動計画ということが、これは基本計画、行動計画という形で示されております。北区は北区の重点項目というのがあります。それを事業として落とすとどうなるかということも、この都の方の、これは事業例という形で示されています。このようなわかりやすい形に北区もなると思うのですね。そうして考えた場合に、いかがでしょう、何かご意見ございませんか。

○鶴田副会長

２０年度というのは、この方針とか重点項目というのは、結局予算に反映されていくというふうに考えていいですよね。それで、重点項目については後でまたちょっと言いますけど、第４次アゼリアプラン改訂という、それとちょっと関係してくるのですが、北区の全体に関する、どうなっているかということの把握をして、アゼリアプランを改訂していくという段取りをせざるを得ないですよね。そうすると、調査というのが、直接的な男女共同参画事業ではないけれども、調査の事業ということを入れないと、予算がないと調査できない。例えば先ほどの学校がどのように先生方が考えているのかということの調査、あるいは地域においてどうなっているかという、その全体の北区に関する男女共同参画の実態と意識についての調査を２０年度、２１年度に結局作業し、２２年度にでき上がるんですよね。

そうすると、２０年、２１年のいつかの時点で調査をしないと、それはできないということになるので、私はまず予算という意味でとにかく北区の男女共同参画の実態調査を行うということが入ってくるのではないかと思っています。２０年度に予算をとらないと、２１年度予算をとったとしても、もうできないですよね。それが１つあるかなというふうに思っています。

私はあと重点項目、本当は私も教育のところで行きたいですけれども、それは少し指導室との格差があるので、すぐ重点にするという提案はできないんですけど、私は今漠然と思っていて、北区は子育てはかなり進んできたんだけれども、女性の起業、チャレンジ、そこが少し手薄というか、そこは余り力入れてない、そこら辺がやってもいいかなと具体的に２つ提案したいと思っています。

○藤野課長

先ほど、副会長の方から調査のお話がございましたけれども、これにつきましてはアゼリアプランの改訂ともかかわってきますので、後ほど議題の中でアゼリアプランの改訂に向けてという項目を設けさせていただいてますので、そこのところでお話しさせていただければというふうに思ってございます。

○井上会長

２０年度の活動方針という視点で考えた場合に、重点項目を副会長の方から教育問題というご提案がありました。それと女性の仕事の方ですね。

○鶴田副会長

それはもう少し後で。本当はやりたいんだけど、皆さんがやりましょうと言ってくださるなら。ちょっと今までの過程見て、これは……。

○井上会長

ちょっと複雑な発言しておりますが、仕事、女性の……。ご意見がありますか。

○山口委員

子育て支援、進んできたっていうんですけれども、私が接している若い人たちは、やっぱり職場で仕事と家庭と子育てのバランスということで大変苦労している現実がまだ、本当に何十年も前から同じように、少しよくなっていますけれども、ありますので、やっぱり仕事というところの女性の気持ちというか、意識も大事なんですが、受け入れ体制の方の改善ということにもやっぱり男女共同の視点を入れていただくように働きかけをしていただきたいと思っております。

○井上会長

両方あわせると、キャリア支援というような感じでもよろしいでしょうか。だから、女性のキャリア発達といいますかね、キャリアの発達、その支援という切り口でやればいいかなと思いますが、ほかにございますか。

○山本委員

意見も含めて自分の感想になるんですけれども、先ほどから事業評価の中で来たときに、全体のお話出てくるんですけれども、やっぱり評価の部分が必要じゃないかというお話があったんですが、これやはり当然かなと思うんですよ。特に実績は出ておりますけれども、担当課でやっている部分でそれぞれが自分たちの評価をまずする。もう一つ、他所で評価をする。それはある多摩の方でやってきたんですけれども、非常に大変な努力になると思うんですけれども、眞庭さんですか、グループワークでやるというと、これは非常に厳しい中身になります。特にその課でやっている事業をヒアリングして、どういう中身ですか、つまりどういう事業ですというのと、それぞれ自己評価を出した部分も見まして聞きに行くというと、すごい厳しい中身になるのかなと。ただ、すごくそれは男女共同参画じゃないですけれども、進むのかなと思います。

２０年度の中でいくと、予算との関係って出ましたから、当然２１年に向かってやっていくというならわかるんですが、２０年でやる場合には、やはりやれるものとやれないものがある。特に指導室関係、これは他所でも同じなんですけれども、ほとんど回答は同じです。つまり教育庁の、都教委の方の全体の考え方がありますから、進まない部分があるのかなと。そうすると、ここの重点としても、幾ら言ったとしても回答は同じになるんじゃないかなというふうに思います。ほかの方で、やはり非常に興味がある部分っていうんですかね、非常に意見がいろいろ出るんですが、ここで書いてあるのとほとんど同じですか、それについていろいろ意見言っても、他所評価で聞きに行っても、結局出てくるものはほとんど期待に沿うようなものにはならない。できるんでしたら、やるんだったら２０年度の事業の中で、まずそれぞれの部分で評価を担当の課で入れていただく。

これ、なかなか出てきているのが大変な量だと思うんですけれど、なかなか出ないんですよね。こういう、あるところでやってきたんですけれども、これは本当に物すごいエネルギーで各所で書いていただいたのかなと思うんですけれども、やっぱりそこの部分で男女共同参画的なものを選んでいても、やっている事業の方では全然意識は違っている。そこのも含めまして、はっきりその部分を見て、自分たちで見つめない限りよくはならないのかなと思います。つまり予算がなくても平気で並べるものが出てきますから、やっぱりそれでは進まないんじゃないかなと思いますので、そんなように思いました。

○井上会長

予算に裏打ちされた自己評価ということを進めてもらうということをぜひ、２０年度に関しては男女共同参画推進課の力を借りてでも進めていただきたいと思います。

○佐藤委員

重点項目について、従来どおりのものでいいのかどうなのかということに関して、実態、評価が出ていないということも、目の前にないということもあって、それでいいのかどうなのかということが判断しにくいと思います。ただ、鶴田副会長も言われ

たように、キャリアということで、それを重点課題として、重点項目として挙げていくのもいいなというふうに思っております。審議会の運営の方法とか予算とか、そういうことにもかかわってくると思うんですが、この限られた時間と場所だけでは、とてもではないんですが、重要な重点項目、次年度の重点項目について即答するというのは難しいなと思います。

やはり今までのことが正しくなされているのかどうかを見た上で、そして次年度を考えるという、そういう時間が必要だなと思います。グループワークという方法もあると思いますし、あるいは審議会の回数を多くする、それから資料をもっと早くに、すべてのものを送っていただくとか、いろいろな方法があると思いますが、少なくとも今この段階で重点項目についてすべてを網羅できるものがいいのか、それとも焦点をぐっと絞った方がいいのかということについて、判断がちょっとつけないと思います。

○荒木委員

資料６の先ほどの件なんでございますけれど、民生委員の方で今回７月から災害時の要支援者マニュアルというのが役所の方から来まして、１１月末までにアンケート調査をやるんですけれど、大体１人の民生委員で１００件ぐらいですかね、それぐらいあると思うんですけれど。そのとき、できる限り配偶者の暴力ですか、これ外から見えにくいんで、できましたら民生委員がその場に行きまして、できる限り調査できればと思うんですけれど、それにはやはり当局が民協の場におきまして少し言っていただければ、よろしいんじゃないかなと思って今考えた次第でございますけれども。

○藤野課長

ご意見いただいた件につきましては、民生委員協議会の方で私の方からご説明させていただきたいというふうに思います。

○井上会長

では重点項目の策定については、この評価も何もきちんとわからない状態の中で、その項目をつくったらいいのかさえもちょっと判断しかねるというようなご意見も出た状態です。あわせて、これは２番目の審議会の運営についてということにも関係すると思うんですが、年に２回このような形でお会いして、さあ次を決めましょうと言われても、本当にこの審議会はこの形でいいのかというのは、きょうでもすごく皆さん共感されたんじゃないかと思うんですが、引き続き２番目の審議会の運営についても抱き合わせてちょっとご審議願いたいのですが、いかがでしょうか。今のような年２回の形で、こういう審議でいいでしょうか。

それで、引き続きなんですけれども、少なくとも重点項目ということは、議会への予算に反映していただきたいということ、そういうことが現実の問題としてあるんですね。だから、年何回するという審議もまたあるんでしょうけれども、とりあえずこのままで行きますと、次はお会いできるのが３月ということになってしまう。そうすると、予算に反映、私たちの意見を反映したということができなくなりますので、私

はこの運営についてのところで会長として提案したいのは、できれば緊急にもう一度会議を開いていただきたいということを提案したいんですが、いかがでしょうか。その目的は、きょう意見を申し上げたことをできるだけ早急にまとめていただいて、再提示していただく。それで、そのときの判断材料にしたい、きちんとした報告書に活かしていただきたいということもありますし、もし早くに会えれば議会に間に合うと思います。

○藤野課長
議会の日程は、９月の下旬から１０月にかけて行われます。

○黒田委員
９月の前半までにはできたらぎりぎり、予算化するならば１１月いっぱい。

○井上会長
１１月がぎりぎりということなので、１０月の末あたりとか、１１月の前半のあたりは間に合いますか。

○黒田委員
ぎりぎりですね。

○井上会長
１０月までの間に、９月、１０月、もう一度その機会をいただくということは可能でしょうか。皆さん、賛同していただけますでしょうか。
賛同を得たということなんでしょうか。

○藤野課長
皆様からもう一度というご意見をいただきましたので、１０月末か、もしくは１１月の早い時期にもう一度開催させていただきたいと思います。

○井上会長
それでは、今１０月か１１月というのが、１０月いっぱいがいいと思いますが、その担保は得たというところなんですけれども、それを聞いた上で、なお重点項目についていかがいたしましょうか。

○佐藤委員
個人的にここは強化してほしいなと思うところを申します。まず女性の就労支援というところでは、もっと具体的に支援していただきたいなと思います。ハローワークに行くのではなく、せっかくこのスペースゆうという、男女共同参画の拠点がありますので、こちらの方でもっと積極的に、例えばＩＴを使った勉強会とか、それからＩＴを使って就労の、ハローワークのホームページに行って探すとか、そういうやり方

を教えるでもいいですし、そういうことができるということが、もう少しこのセンターを活用して、女性が働くためにどうしたらいいのかというのが具体的に見つけられるような施設になるような、そういうところへ予算を配分してほしいなと思います。

こちらにあるパソコンはすべて古いものなので、とても使いものにはならなくなっているんですね。ところが、この施設は各部屋でインターネットができるような高度な設備がなされているんですね。あるにもかかわらず、全く使われてないという無駄なことが起きてますので、できるだけここに予算をかけていただいて、パソコンを設置して、そしてそこにお金をかけて就労支援ということを具体的にやっていただきたいなと思います。

○井上会長

１つご意見参考に出ましたのは、就労支援、しかも具体的にセンターの支援を活用しての具体的支援、そういったものを考えていただきたいというような目に見えるの形の直接的事業プラン、そこら辺を提案していきたいというご意見が出ております。

○根木委員

重点項目として私もちょっと重複しますけど、項目で言うとワークライフバランスとＤＶだと思っています。ただ、ワークライフバランスといっても、例えば制度のこととか企業の就労規則のことにいきなり触れるというレベルまでは当然できないと思いますので、できるとしたらここのスペースゆうを拠点にして、情報提供という形から入っていくというのが一番やりやすいのかなと具体的には思っています。

ただ、ワークライフバランスといった場合に、非常にとらえ方が広いので、北区の現状という意味では、その辺の問題が相談内容にしても何にしても、どれぐらいニーズがあるのかというのがよくわからないので、それに対応するのには具体的には何が必要なのかというのがわからない中での意見なので、ちょっと抽象的になってしまうのですけれども、将来的にはやはりワークライフバランスというのは必ずいろんな人にとって重要な課題になってくると思いますので、少子化にも関連しますしね、１つ大きなテーマとしてあると思います。

○井上会長

今のご意見にもありましたように、情報がやはりつかめてない、今の現状はどうなんだという情報をつかみたい。要するに、これは鶴田副会長からも出ましたけれども、やはり実態調査というものを２０年度にきちっと実現できるような予算化、それを大きく提案したいと私は思っております。

それに基づきまして、もうちょっと踏み込んで言えば、このセンターの活用、それを具体的にだれがどんなふうに活用して、私たちの理念を実現のペースに落としていくのかというようなことが目に見える形で私たちも理解したいし、周りの人たちにも伝えていける、そういうことが審議会の役目ではないかなと思っているところです。

重点項目につきましては、課長いかがでしょうか。決めてしまう必要はございませんね。この次の１０月で決定されるということですので、皆様も引き続きこの報告書

どうぞゆっくりごらんください。どうぞ、その中で、繰り返しますけれども、重点項目、あるいは山田委員がおっしゃいました独自事業、北区ならではの独自事業、それを具体的な直接的な事業の形で目に見えるように、男女共同参画の視点から評価できる、自己評価していただく。そういうことを通して、私たちはそれを判断していろいろ提案していくという、その流れをつくっていきたいと思っています。

○佐藤委員

若い人たちへの取り組みという部分で、教育という言い方もありますけれども、教育は学校教育だけではありませんので、若い人たちへの取り組みということを重点的にやっていただきたいなと思います。

○井上会長

今のも含めまして、また改めて議論したいと思います。要点だけお願いします。

○池田委員

子育て支援については、多くの事業がやられているというのは事実なんですけれども、それが各所管の課が多いということでそうなっているだけで、実際私がかかわっている保育園の事業の予算というのは年々もう、年間で４００万円ぐらいずつ減っているんですよ、実際のところ。そのたびに臨時の職員とか非常勤の方の雇用をどうするかという議論に毎年なっちゃうぐらいで、もうこれ以上保育の質は落とせないというところまでが現実なんですよね。そのかわりいろんなサービス、いろんな新しいサービスをすれば補助金が出ますよみたいな形式なので、保育園としては新しい事業をやっていけば何とか、人も何とかなるかなみたいな形でギリギリのところへ追い込まれているんですよね。だから、それは国の施策とか都の施策とか、北区の施策とかいろいろあると思うんですけども、何ていうか、単純に拡充しているといっても、そこはちょっと認識が違うところがあるので、そこをもう少し具体的に数値としてわかりやすく出せるようにしていただきたいなと思うんですね。

私が言いたいのは、ともに支え合う子育て支援とか、男女共同参画に対する共同でいろんな機会をふやしていくということで言われているんですけれども、出ているのが今までは中高生の対応と、それから相談機能と児童虐待って出ているんですが、私が保育園とか幼稚園とか小学校という形で経験したことで感じるのは、やっぱり子どもの小さいうち、小学校１、２年、３年生ぐらいまでどれだけ時間を、手厚く時間をかけて面倒見られるかだと思うんですよ。そこら辺までうまくいっちゃえば、あと高学年４年から、中学校から先というのは割と落ち着いて子育てっていうのができるんですよね。ところが、一番忙しいゼロ歳児から、１、２、３、それから幼稚園、保育園、低学年というところが、非常に皆さん忙しくて時間がないので、非常に今子育てが難しくなっているので、ここをどう手厚く支援するかで随分違ってくると思うんですよ。ここをどれだけ具体的に評価できるのかというところを考えていただきたいなと思います。

○井上会長

それでは、いろいろなご意見が出ましたけれども、３番目の審議、第４次アゼリアプラン改訂に向けて、このことに関して審議したいと思います。まずご説明お願いいたします。

○藤野課長

本日、改訂プランについてご議論いただく際に、資料といたしまして前回の第３次の改訂スケジュールについてお示ししてございます。これもまた次回の審議会の開催時には原案を事務局としてはお示ししたいというふうに考えておりますけれども、概略で申しますと今のところ２０年度に入りまして、先ほどもご意見ありましたとおり、実態調査をしたいというふうに考えてございます。２０年度早々に実態調査に入りまして、その年の秋にこの第一期の審議会の皆様の任期は終了となります。改選というスケジュールが入るわけでございますけれども、その改選を経て第二期の審議会の発足後に区長よりアゼリアプランの改訂を諮問させていただきたいというふうに思ってございます。

その後、審議会の回数をふやしてやるのか、もしくは専門部会等を置いて検討していただくかにより、プランの提言の答申をいただいて、その後事務局で骨子案を作成、その後区民の皆様へのパブリックコメントを実施して、２２年の３月を目途に第４次のアゼリアプランを策定したいというふうに考えてございます。

今日、なぜこのスケジュールかというふうに申し上げますと、現在区の方の総合計画でございます基本計画２００５が改訂の時期を迎えてございます。この基本計画の改訂スケジュールがおおむね今申し上げましたスケジュールで進む予定がございますので、そことの整合性をとりながら実施していく必要があるとの考え方に基づくものでございます。以上でございます。

○井上会長

それで、資料に第３次アゼリアプラン策定経過というのが、これが参考資料でございますか。これですと延べ３年ぐらいかけてというような時間経過でしょうか。

○藤野課長

前回につきましては３年ぐらいかけてということでございます。

○井上会長

それでは、その第４次アゼリアプラン改訂に向けては、どのようなスケジュールになるかということはこの次にお示しいただけますか。

○藤野課長

次回の開催時には、詳しく原案をお示しさせていただきたいというふうに思っております。

○井上会長

スケジュール的には、次回の１０月の会で示していただけるということなんでございますが、皆様、この３番目の第４次アゼリアプラン改訂に関して何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○田草川委員

今回、評価のところで大変皆様方にいろいろとご意見いただきました。策定に当たって、評価を踏まえた形での策定というんですかね、評価しやすい、この進捗状況がわかるような、そういった視点をできるだけ各施策等にも踏まえて、明記したような形でもしやっていただければ、評価も大変しやすいのではないかなと思っておりますので、策定に当たってはその辺を配慮すべきであるというふうに考えております。

○鶴田副会長

アゼリアプランの基本案を作成する主体は、どこにあると考えていますか。

○藤野課長

骨子案を作成する前提として、アゼリアプランの改訂に向けての提言をいただきたいと思ってございます。まず区長の方からアゼリアプランの改訂についての諮問を審議会にいたしたいというふうに思ってございます。それを受けまして、審議会でご議論いただきまして、改訂の提言といったものを答申という形でいただきたいということでございます。その提言を受けまして事務局の方で、もちろんその策定経過の中では審議会の皆様にご意見を伺いつつ、骨子案を作成したいというふうに思ってございます。

○井上会長

いかがでしょうか。改訂ですから、もともと基本はこれがあって、これに対してどう改訂していくかということで、新たにではないですよね。改訂ですよね、あくまでね。

○藤野課長

もちろん、それもご議論いただければと思いますけれども、今のところ事務局としては改訂ということで考えてございます。

○井上会長

何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○山口委員

今、鶴田副会長さんがおっしゃったことは、多分北区の基本計画２００５という、その北区の基本計画改定に向けてアゼリアプランがどうかかわっていくかというところをお知りになりたかったのではないかと思って、私もそういうふうに聞いておりま

した。

○鶴田副会長

先ほどの一番最初に藤野課長がおっしゃった、この男女共同参画を推進する本部というのがあるんですよね。その下に幹事会、それと私たちがどういう関係にあって、これに向かうのかなということが知りたいんですね。何か伺うところによると、本部というのは余り、条例はできたけれども、余り開かれていない、そういうことですか。結局、私が、そもそも論なんだけれど、それは今議論しなくていいんですが、子ども家庭部の中に男女共同参画が入っているわけですよね。そうすると、区全体の男女共同参画条例に基づいてこれをつくっていくときに、その部がどのような数字で提案していけば、北区全体のものになるのかということをかなり考えないといけないのかなという気がしています。

事業実績を見たときに、北区がやりましょうという姿が見えてこないのです。条例ができてやりましょうとなっても、ただ前と同じくやっている感じです。１６年、１７年、１８年と。そうじゃなくて、北区できちんと男女共同参画をやっていくといったときの示し方、どこがどういうふうにかかわれば全体のものに、方針としてぴしっと入るのかなということをちょっと考えたいと思いました。我々は提言して、答申という形で提言して云々というのはわかるんだけども、北区全体はそれにどういうふうにかかわっていくのか、そこをちょっと知りたいなと思いました。

○藤野課長

骨子案の策定で事務局でというふうに申し上げましたけれども、当然骨子案を作成するに当たって、これはあくまで庁内全体の推進プランでございますので、基本的には先ほど申し上げました男女共同参画推進本部、そこで最終決定をするというような形になると思います。

○井上会長

男女共同参画推進本部というのをもう少し説明してください。

○鶴田副会長

書いてないんだよね、１９年度にも書いてないのよ。

○根木委員

その本部とか、庁内推進体制のところの１９年度のところにも、本部での幹事会とかというところにあるかと思ったんだけど。ただ、この中でおっしゃられたからそう理解をしたんだけど、庁内の男女共同参画推進のところで２６ページに１８年度の実績としては書いてあるんですけど、これがどういう組織なのかというのをもうちょっとご説明いただきたいなと思います。

○藤野課長

この男女共同参画推進本部というのは、庁内の関係各課の部長級をメンバーとした組織でございます。基本的には、この男女共同参画の推進について議論いただく場ということで、その下に課長級のメンバーで構成しております幹事会というものを設置いたしております。

○田草川委員

すみません、ちょっと補足させていただきます。具体的には、推進本部は区長を本部長といたしまして全部長です。いわゆる庁議というのがあるんですけれども、その庁議構成メンバーでなっております。決定事項のある場合にここに諮問をしまして、方針を決定いたします。また、他の事業等についても個別にやる場合もございます。一般的に、連絡とかいうような場合には、先ほど申したとおり庁議のメンバーですので、情報交換等を行っているというような形が実態でございます。

それから、その下の課長級で構成されたメンバーのものは、これはまさに事業等を検討する組織でございます。これは幹事会でございまして、幹事会につきましては、多分に広く多岐にわたりますものですから、一堂に会してやるよりも個別に各担当に男女共同参画推進課からいろいろ話を持っていく方が、実際には効率がいいという形で、そういうふうに今は各幹事に周知を図って、そして例えば今回の作成に当たっての諸注意とか、いろいろなそこである意味でのせめぎ合いを行って、そしてやっているというのが状況でございます。

計画そのものは、こちらでの提言を受けまして、幹事会そして最終的に本部で意思決定をした上で、計画という形で最終的に区議会にもお諮りしながら決定していくという過程をとるものでございます。

○井上会長

報告書の場合、今の議論にも出ましたけれども、条例ができて初めての報告書ができるわけですね。私は画期的なものであっていいと思っているんですね。それは条例ができたから、北区はこういう男女共同参画の何とかができて、幹事会ができて、この流れでこれがどう動いて、これがこんなふうにでき上がったという、その経路もちゃんと示すべきですし、条例ができたからこういうふうに変わったということが第１ページにばっと見える形にならないと新しい報告書にならないと思います。

まず、その部分があって、重点項目を示して自己評価できる、自己評価できなかった部署があったら、そこのところは回答なしで出すべきだと思います。自己評価がないような、今は、行政のプランは、ほかからはばかにされますので、それは回答なしでどんどん出していけばいいと思います。そういうふうに自己評価、他者評価、第三者評価を出していくものであるということをつくっていく道筋を第１回につくりたい。その報告書は荒削りでもいいので、今までとは違うんだぞということを示していきたいと、そういうふうに考えています。

時間的に本当に短い時間での審議でございますので、中途半端かもしれませんけれども、一応きょう示された３つの審議事項、一応これで終わりにさせていただきたい

と思います。その他、事務局の方からございますか。次回の取り決めはこの席でした方がよろしいですか。次回の、１０月の会議ですね。皆さんお忙しいので日時を、大体お伺いした方がよろしいでしょうか。

○佐藤委員

すみません、開始時間なんですけれども、午前中にやっておりますけど、午前中だと例えば先生方とかはもしかして時間を合わせるのは難しいんじゃないかなと思うんですが、いかがなんでしょうか。夜というのは難しいですか。

○井上会長

曜日で違う……。休んでいる時期があるんですけど。

○佐藤委員

例えば公募で出る人の場合には、働いている人は、私も働いていますけれど、そういう場合に平日の昼間だけというのはかなり厳しいものがありますよね。

○井上会長

曜日を動かしたり、時間帯を動かしたりということもあり得ますよね、確かに。夜も大丈夫ですか。では、夜に１回やってみましょうか。夜だと６時半ぐらいでいいですか。６時半から８時半ぐらいで。大体１０月の後半ですか。２３日の夜でいかがでしょうか。６時半、この場所でよろしくお願いします。

では、最後に何か事務局の方から補足説明とかございますでしょうか。

○藤野課長

ありがとうございました。では、１０月２３日の６時半からということで、ご案内につきましてはまた後ほどお送りさせていただきます。

その他について、若干事務局の方からご報告申し上げます。本日お配りした冊子でございますけれども、１つは情報誌、「ゆうレポート」の１０号でございます。今回のテーマは高齢者虐待となっております。この「ゆうレポート」につきましては、毎回タイムリーな問題を取り上げ、充実した内容となっておりまして、区民の皆様に情報発信してございます。また、薄オレンジ色の冊子でございますけれども、これはスペースゆうで実施した講座の１つでございます参画のスキルワークショップの報告書でございます。この講座は、参加者が男女共同参画に関する課題を見つけ、調査を行い、分析し、今後の方向性までを考える手法を身につけてもらうもので、報告書の作成までが一連の講座というような形になってございます。あわせてごらんいただければというふうに思ってございます。以上でございます。

○井上会長

ありがとうございました。それでは貴重な時間をちょうだいいたしましたが、本日の審議会、これで一応閉会とさせていただきます。個人的に何かご質問とかご意見ございましたら、藤野課長は非常に大きな方でご意見を聞いていただけると思いますので、できるだけ早いうちにご意見をいただかないと反映できないかと思います。どうぞ今後とも皆さんよろしくお願いいたします。１０月２３日、６時半、もう一度お目にかかりたいと思います。よろしくお願いします。